

8. 管理・便益施設整備計画

本史跡を適切に管理し、来訪者が安全に安心して見学できるように、管理・便益施設を整備する（図 5-8-13、図 5-8-14）。整備する管理・便益施設は、以下に示すように、休憩施設、多目的広場、トイレ、倉庫、照明・電気設備、給水設備、標識、史跡説明板、境界標・柵・車止め、防犯設備・注意札を想定する。なお、標識と史跡説明板の作成にあたっては、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に準じたものとし、各施設は遺構の保存と史跡としての景観に配慮して設置する。

（1）休憩施設

休憩施設として、「4. 遺構表現に関する計画」で示したガイダンス機能を有した四阿、ベンチの整備を検討する。

四阿は来訪者の見学の利便性を考慮してⅡ期政庁〔歴史体感ゾーン〕と国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕に設置する。ベンチについては各ゾーンの見学動線や表現する遺構の位置、広場としての利用に配慮して設置する（図 5-8-1）。



図 5-8-1 ベンチのイメージ
（史跡近江国府跡）

（2）多目的広場

イベント時の活用などを想定し、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕に多目的広場を設置する（図 5-8-2）。

本史跡のまちづくりイベント、社会・学校教育、観光等への積極的な活用と、近接する地域のコミュニティセンターとの連携も期待し、コミュニティセンターに近いゾーン北側への設置を検討する。

また、広場には、国府に関するイベントの開催などで活用できる給水・電気設備、トイレの設置を検討する。広場の舗装は、イベント時や管理業務等での車両の乗り入れを想定した舗装を検討する。広場の規模は、小中学校ひと学年 3～5 クラスでの利用を想定して、2,500～3,000 m²程度の規模とする。



図 5-8-2 多目的広場のイメージ
（史跡田熊石畑遺跡）

（3）トイレ

来訪者の利便性に鑑み、前述した多目的広場にトイレの設置を検討する（図 5-8-3）。

男女ともに 2～3 人が同時に利用可能な便器数を確保するとともに、多目的トイレを設置する。



図 5-8-3 トイレのイメージ
（史跡小郡官衙遺跡）

トイレはユニバーサルデザインに対応したものとし、体験学習などの際にも活用可能な手洗い場や管理道具等を保管する倉庫を併設する仕様とする。また、史跡を高所から望むことができるように、屋上への展望スペースの設置を検討する。

トイレを設置する際には事前に当該箇所の確認調査を実施して遺構状況を把握するとともに、上下水道の配管、基礎等により遺構がき損しないように配慮する。外観は周囲の景観に配慮する。

(4) 倉庫

各ゾーンの日常的な維持管理に使用する管理道具や活用事業に使用する消耗品等の保管スペースを確保するため、倉庫の整備を検討する（図 5-8-4）。

なお、倉庫は四阿やトイレ等への併設を原則とする。



図 5-8-4 併設された倉庫のイメージ
（史跡小郡官衙遺跡）

(5) 照明・電気設備

主な整備対象範囲は市街地に立地しているため、夜間の防犯や安全へ配慮して各ゾーンへ照明施設を設置する（図 5-8-5）。

また、維持管理やイベント等の活用事業での使用を想定して電気設備を四阿やトイレへ設置するとともに、足元灯と一体となった電気設備の設置を検討する。



図 5-8-5 足元灯のイメージ
（青谷かみじち史跡公園）

(6) 給水設備

トイレに併設する手洗い場とは別に、史跡内の清掃や植栽の維持管理のための埋設型の散水栓等の給水施設を必要な箇所に設置する（図 5-8-6）。

設置の際には、配管により遺構がき損しないように配慮する。



図 5-8-6 散水栓のイメージ
（史跡土塔）

(7) 標識

標識は史跡の名称を示したものである。既存の標識は、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕の1か所のみを設置されている。本史跡は指定地が分散していることから、指定地ごとに標識を設置する（図 5-8-7）。

標識は、来訪者からの視認性に配慮するとともに、広場としての活用に支障のない位置に設置する。



図 5-8-7 標識のイメージ
（史跡筑後国府跡）

(8) 史跡説明板

時代や性格、歴史的な重要性を踏まえ史跡指定されている各ゾーンの内容について、来訪者に適切に伝えるため史跡説明板を各ゾーンの出入口付近や、見学動線付近に設置する（図 5-8-8）。

必要に応じて説明板とともに、各ゾーンの地形や政庁などの施設を示した模型の設置を検討する。



図 5-8-8 史跡説明板のイメージ
(史跡筑後国府跡)

(9) 境界標・柵・車止め

本史跡指定地の境界が明示されていない箇所には、境界標を設置する。

民地との境界には、プライバシーの確保や騒音・侵入防止、安全対策など住環境の保全のための柵の設置を検討し、用途に応じて柵のデザインや仕様の統一を図る。

出入口部以外には原則として、進入防止、転落防止を目的とした柵や車止めを設置する（図 5-8-9、図 5-8-10、図 5-8-11）。

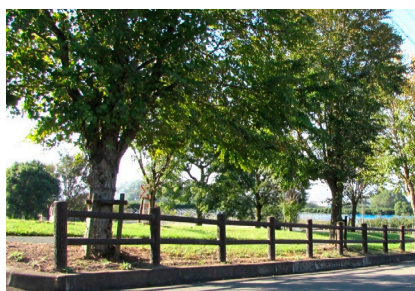


図 5-8-9 柵のイメージ
(田主丸大塚古墳歴史公園)



図 5-8-10 柵のイメージ
(五穀神社)



図 5-8-11 車止めのイメージ
(特別史跡水城跡)

(10) 防犯設備・注意札

本史跡の日常的な維持管理や来訪者の安全性を考慮し、防犯カメラの設置を検討する（図 5-8-12）。

また、各ゾーンの見学・利用に支障をきたさないように、禁止行為などのルールを周知するための注意札を掲示する。

なお、防犯カメラの設置や注意札による利用案内の掲示に加え、本史跡の防犯体制の構築にあたっては、地域住民や関連する諸団体など多様な主体との連携を検討する。



図 5-8-12 防犯カメラのイメージ
(水城館)

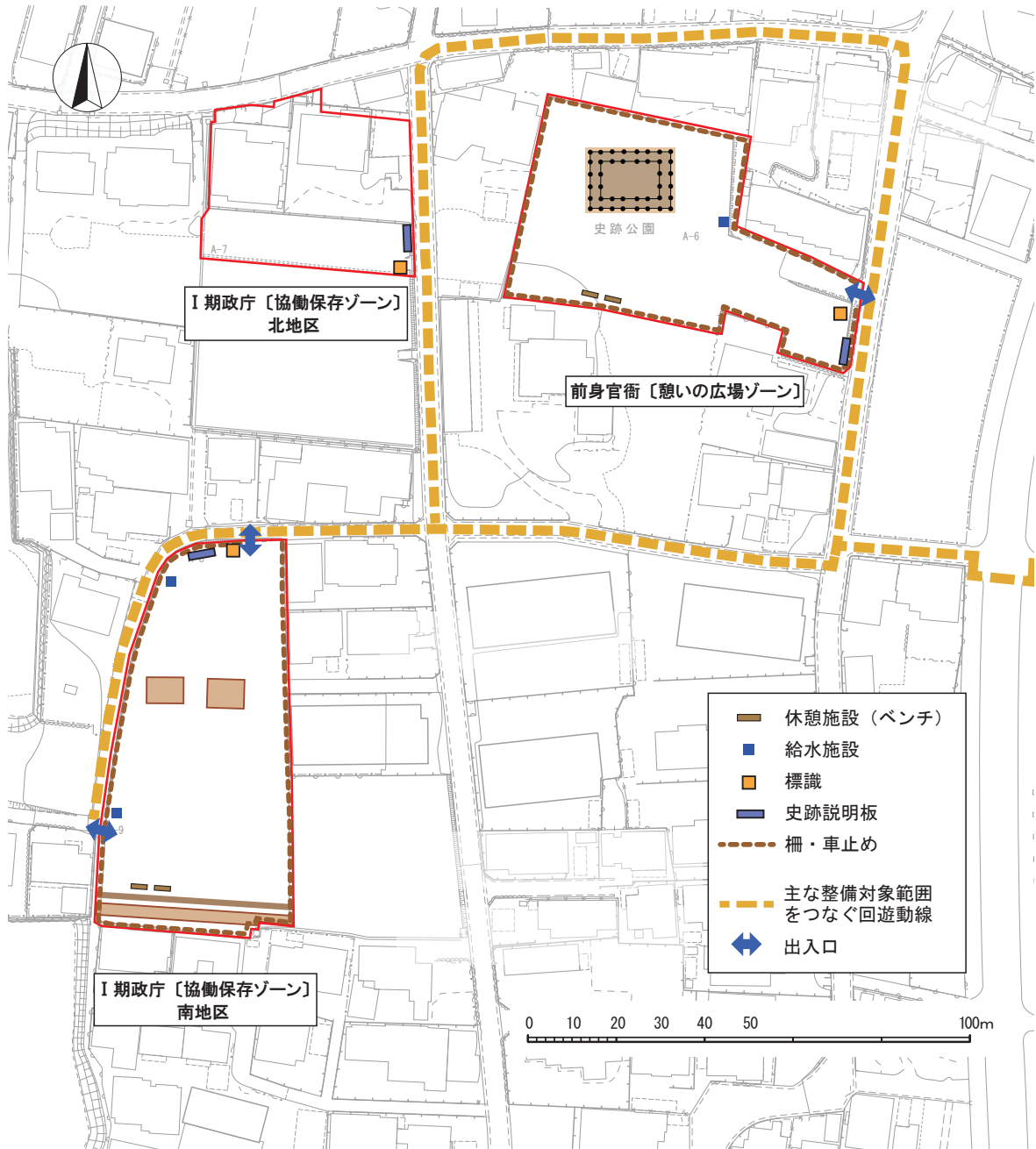


図 5-8-13 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕、I 期政庁〔協働保存ゾーン〕における管理・便益施設整備計画図

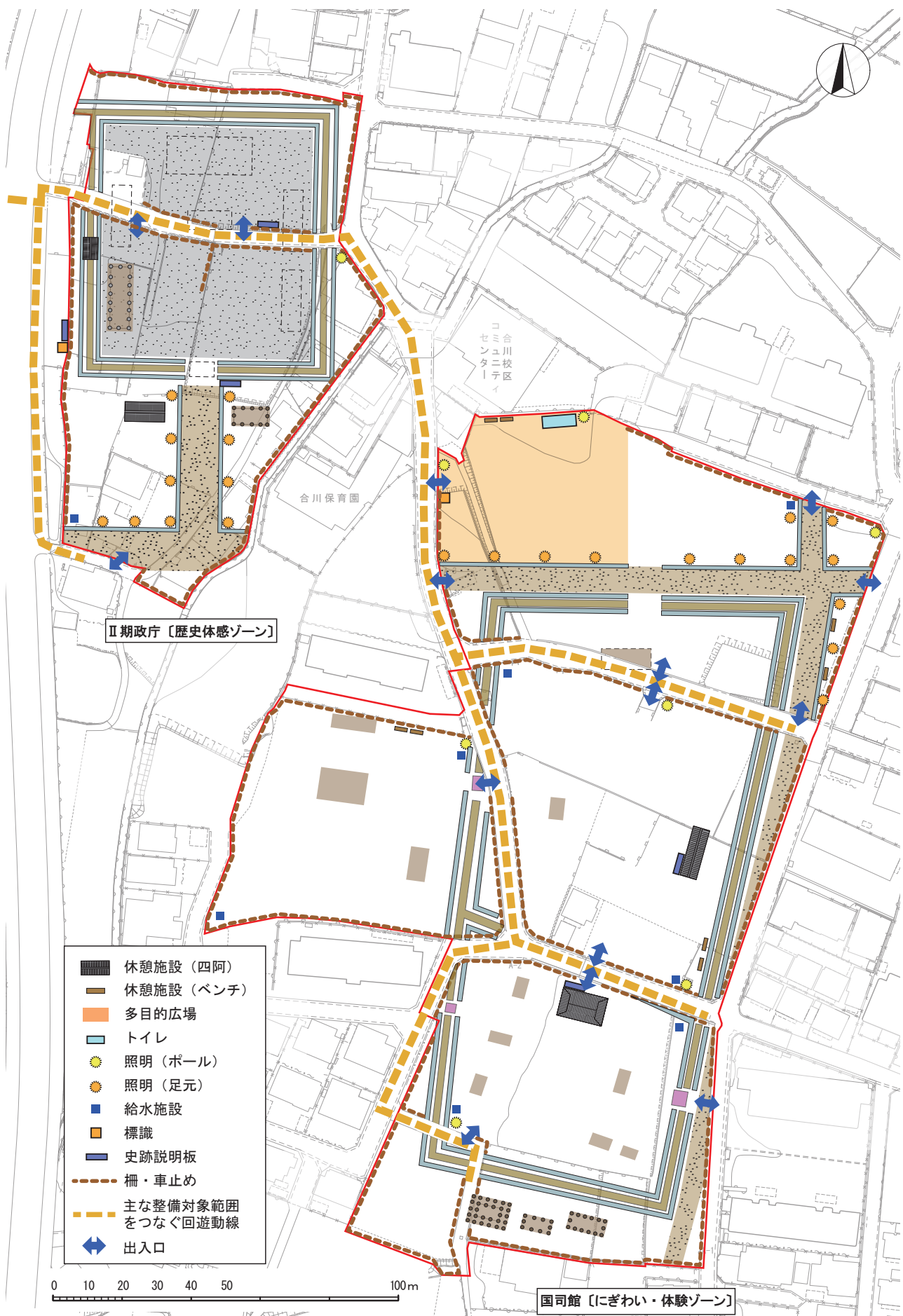


図 5-8-14 II期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕における管理・便益施設整備計画図

9. 調査計画

本史跡の整備にあたって、遺構の恒久的な保存と効果的な活用を目的とし、現況把握や情報収集のための調査を行う。

主な整備対象範囲においては未調査地の考古学的な発掘調査のほか、学術資料等の調査や測量、計画対象範囲においては排水に関する調査、景観に関する調査など、整備に必要となる調査を計画的に実施する。

(1) 発掘調査

Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕と国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕には、整備にあたって主要遺構の有無を確認する必要がある未調査地がある。必要に応じて関連遺構の有無や遺構の規模・年代を確定させるための発掘調査を行う。

また、遺構表現や案内・解説施設、管理・便益施設の設置など整備に係る行為により遺構に影響が及ばないことを確認するため、必要に応じて発掘調査を実施して遺構の保存を図る。

(2) 学術資料等の調査

筑後国府の研究は近世まで遡り、文献史学や歴史地理学、考古学など多方面から研究されてきた。現在も古代律令制や国府に関する研究は盛んに行われており、最新の研究成果を整備に反映させるために学術資料等の調査を継続して実施する。

また、本史跡の保存・活用を進めていくうえで参考となる事例等の調査にも取り組む。

(3) 測量

基本設計や実施設計に向けて、主な整備対象範囲について測量調査を実施する。高低差等の地形を詳細に把握することで、遺構の保存や地形造成、修景等に活用する。

(4) 排水に関する調査

本史跡周辺の標高は概して南側が高く、雨水は北へ流れ筑後川へ至る。

しかし、道路側溝や水路は老朽化したものが多いため、大雨の際には道路に水があふれる状況が頻発している。

雨水の処理方法を詳細に検討するために、主な計画対象範囲とその周辺地域について、流路と流末など排水に関する調査を実施する。

(5) 景観に関する調査

本史跡の南東には、高良大社が鎮座する高良山が位置し、概ね主な計画対象範囲の全域から望むことができる。そのほか、Ⅰ期政庁〔景観保存ゾーン〕からは西に高良川、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕からは南に断層崖を望むことができ、本史跡の周辺には古代の趣を残している景観が広がっている。景観に関する調査を行うことにより、往時と変わらない景観を望む新たな視点場の設置や修景に反映させる。

10. 公開・活用計画

市民や来訪者が本史跡を学び、その本質的価値を理解するためには、多様な方法による公開・活用を計画的、積極的に実施することが必要である。

また、周辺に所在する歴史遺産や文化施設等との一体的な公開・活用を図ることによって、歴史遺産への興味を深めるとともに、本史跡の利用促進や回遊性の向上等、地域の活性化に寄与することができる。

本史跡には、案内や解説を担う常駐者がいないため、市文化財保護課が窓口となり対応する。前節までの各計画を考慮しつつ、以下のような取組を実施する。

(1) 体験イベント・学習などへの活用

筑後国府跡に関する講演会や講座、展示会、体験イベントの開催に取り組む(図5-10-1、図5-10-2)。また、小学校など教育機関への出前講座や市民を対象としたシンポジウム、本史跡でのガイダンスや解説施設を用いた学習等を通して、学校・社会教育に活用し、地域の歴史や文化についての学びを深める場・機会の確保に取り組む。



図5-10-1 筑後国府展(平成24年度)

(2) 文化的活動への活用

本史跡は中心市街地に近接しており、交通の便にも恵まれた環境にある。また、高良山にも近く、緑の多い自然環境にも恵まれている。この利点を活かし、市民の文化的活動の場、憩いの場として、将来期待される歴史ガイドや各種ボランティア活動の場として活用する。

また、市民がまちづくりやにぎわいづくりに活用できる場として、地域で開催されている祭りや歴史に関する新たなイベントの企画、グッズや特産品の販売等の推進に取り組む。



図5-10-2 ウォーキングイベント「筑後国府を歩こう」(平成24年度)

(3) まちづくり・にぎわいづくりへの活用

本史跡は、住宅地における貴重なオープンスペースとして存在しており、郷土愛の醸成やアイデンティティの創出に寄与できる遺跡として、今後磨き、高めていくべき現代的価値を有している。

日常的に散歩やウォーキング等の健康づくりのための活動、行楽、軽スポーツで体を動かすなど、多世代にわたる人々が憩うことができる場としての活用の推進に取り組む。

(4) 周辺の歴史遺産や文化施設等をめぐる周遊コースの設定と一体的な活用

本史跡の周辺には、筑後国府と同時代に営まれた上津土塁や高良山神籠石、筑後国分寺など多くの歴史遺産、久留米市美術館等の文化施設が所在している。

歴史を学び・楽しむ機会を創出し、本史跡を核とした文化的観光の推進と交流人口の増加、地域の活性化に向けて、来訪者を誘引する魅力的なコースの設定と一体的な活用に取り組む。

(5) 筑後国府跡の周知

筑後国府跡について学び、理解を深めるため、SNS やパンフレット等を活用した情報発信に取り組む。また、発掘調査や資料調査により新たな成果が得られた際には、説明会の開催や市HP への掲載等、様々な手段・媒体により、積極的に最新の情報を提供する。

歴史を学び・楽しむ機会を創出し、本史跡を核とした文化的観光の推進と交流人口の増加、地域の活性化に向けて、これらを周遊するコースの設定と一体的な活用に取り組む。

11. 管理運営計画

本史跡は広大な面積を有しており、史跡の恒常的な維持管理および、整備において設置した遺構表現、管理・便益施設等の施設・設備についても点検・経過観察等の維持管理が必要である。

本史跡の保存・活用を効果的に進めていくため、市民や関係諸団体の理解と協力のもと、整備後には適切な管理運営を実施する。

(1) 管理運営の体制

本史跡の管理運営は、市文化財保護課が中心となり進めていくが、地域への誇りや愛着を育む機会の創出を図ることにより、地元の理解を得て、まちづくり運営協議会や市民団体など、多様な主体との連携・協働を検討する。

管理運営にあたっては、各種団体の役割分担や連絡体制の整備、取組内容の明確化、管理運営マニュアルの整備に取り組む。

(2) 恒常的な維持管理

本史跡を適切に保存し活用していくために、見回りや点検、清掃、草木の繁茂期に合わせた定期的な除草および植栽の剪定など、恒常的な維持管理に取り組む。除草には自動草刈り機を活用するなど、維持管理の効率化や負担軽減に努める。

また、整備した遺構表現、案内・解説施設、管理・便益施設については、定期的な見回り・点検によって状態を把握し、き損や欠損等を確認した場合には、早期の補修・改修等を実施する。

(3) 災害時における対応

大雨や台風など、自然災害の発生が予想される場合には、事前に見回り・点検等により危険個所を確認し、被害を出さない若しくは軽減するための措置を講じるとともに、周囲に被害が及ばないように対策する。

また、被害が発生した際には、市防災対策課や県文化財保護課など関係機関と連携し、対応にあたる。